

市民相談室

＜無料＞市役所2階
☎0422-44-6600(直通)

市民のみなさんの日常生活でのさまざまな問題について相談を行っています。ご利用ください。相談はすべて無料です。

相談名	相談内容	相談日	時間	相談員
一般相談	市政や日常生活全般について	月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市民相談担当
法律相談	相続、借地、借家、金銭貸借など民事全般について	月～金曜日(電話予約制)	午後1時～3時30分	弁護士
税務相談	相続税、贈与税、所得税など税務全般について	木曜日		税理士
交通事故相談	賠償、示談など交通事故全般について	第2・4木曜日		弁護士または東京警備専門相談員
人権・身の上相談	日常生活での人権問題、心配ごとについて	第3水曜日		人権擁護委員
行政苦情相談	行政の仕事に関する苦情について	第1金曜日	午後1時～4時(受付は午後3時まで)	行政相談委員
不動産登記相談	不動産登記全般(表示・権利)について	第3月曜日		司法書士 土地家屋調査士
心のなやみ相談	対人関係や自己内面のなやみについて	第2・4木曜日(英語) 第3金曜日(ハワイ) 第4金曜日(中国語)		医師
外国人相談	市政や日常生活全般について	第2金曜日(英語) 第3金曜日(ハワイ) 第4金曜日(中国語)		相談員

そのほかの専門相談

市役所代表 ☎0422-45-1151
それぞれの相談場へご連絡ください。

相談名	相談内容	相談員	相談日	時間	場所・電話番号
労働相談	労働条件、労働福祉、労使関係などについて	国分寺労政事務所相談員	第1木曜日	午後1時30分～4時	市役所2階市民相談室・生活経済課 ☎内線2544
内職相談	内職希望者・内職委託希望者からの内職に関する相談	市職員	月～金曜日	午前9時～午後4時30分	市役所第2庁舎3階生活経済課 ☎内線2544
住宅相談	住宅の増改築など施工に関する相談	市職員	月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所5階まちづくり推進課 ☎内線2867
高齢者アパート相談	高齢者の方でアパートなどをさがしている方	宅地建物取引業協会	第1火曜日	午後1時30分～4時	市役所1階高齢者支援室 ☎内線2625
女性のためのこころの相談	家庭、職場などの人間関係、自分自身のことについて(女性対象)	専門カウンセラー	木・土曜日	午後1時～5時	女性交流室 三鷹中央通り727-734(4階) ☎44-6600(市民相談室直通)
母子相談	母子家庭や女性がかかえる悩みごとについて	母子相談員	月～金曜日	午前9時～午後5時	市役所4階子育て支援室 ☎内線2674
高齢者福祉相談	高齢者の就労について(55歳以上)	相談員	月～金曜日	午前9時～正午	
心配ごと相談	心配事について	民生児童委員	月・木曜日	午後1時～3時	ふれあい福祉相談センター 社会福祉協議会(福祉会館2階) ☎41-8856
精神保健相談	心の悩みごとについて	専任相談員	火・木曜日(予約制)	午後1時～3時	
法律相談	法律に関する相談	弁護士	第4木曜日	午後1時30分～3時30分	
高齢者電話相談	話し相手や欲しいとき聞きたときに(65歳以上)	専任相談員	火・木曜日	午前10時～午後3時	専用電話 ☎41-8872
電話健康相談	健康に関するあらゆる相談	保健師	月～金曜日	午前8時30分～午後3時	総合保健センター ☎46-3254
健康栄養相談	健康・栄養の全般について	保健師 栄養士	原則として第1火・第3金曜日	午後1時～4時	
消費者相談	買物相談や契約上の疑問や苦情などについて	消費生活員	月～金曜日	午前10時～午後4時	消費者活動センター ☎47-9042
教育相談	子どもの教育について	教育相談員	月～金曜日・第1・3・5土曜日	午前9時～午後4時	教育センター教育相談室 ☎47-0110

配布協力店

地域	店名	所在地
大沢	セブンイレブン三鷹大沢六丁目店 カド・竹内商店	大沢6-9-11 大沢3-8-5
深大寺	井上商店	深大寺3-7-3
井口	セブンイレブン井口三丁目店 ヘア・サロンプラザ	井口3-15-10 井口4-21-4
上連雀	横山商店	上連雀9-23-22
下連雀	マサキ屋酒店 いづみや	下連雀1-13-1 下連雀3-2-12
野崎	本多呉服店	野崎2-5-1
新川	ビックバイ セブンイレブン新川二丁目店	新川10-10-20 新川12-10-26
中原	花屋酒店 セイフー三鷹中原店	中原1-25-23 中原3-1-11
北野	清本商店	北野2-6-40
牟礼	セブンイレブン北野店 スーパリーなげや	北野3-5-5 牟礼6-2-20

「広報みたか」は次の場所に あります

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が5月30日に施行されます。この法律は、特定の建設資材について分別解体や再資源化を促進するための措置を講じるとともに、解体事業者の登録制度を実施して、再生資源の有効利用や廃棄物の適正な処理を図るものです。これにより、一定規模以上の工事(対象建設工事)について、コンクリート・アスファルト・鉄・木材の分別解体および再資源化が義務付けら

毎月2回、第1・3日曜日(1月は元日と第3日曜日)に発行される「広報みたか」

◆配布場所 市政窓口、ユニティセンター、図書館、社会教育会館、児童館、美術ギャラリー、芸術文化センター、山本有三記念館、リサイクル市民ひろば、すくすくおぼのびのびひろば、大沢ふるさとセンター、三鷹駅、武蔵境駅、井の頭公園駅、三鷹台駅、市内浴場、配布協力店(別表)

なお、視覚障害者の方のために「点字広報」「声の広報」も発行しています。※知り合いの視覚障害者の方へ、この記事のことを教えてあげてください。

100円

公共工事入札の透明性確保のために

市の契約制度を改善します

市では6月1日から、公共工事の入札および契約に関する透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底を図るため、契約制度を改善します。

◆予定価格の事前公表 予定価格が3千万円以上の工事を対象に、落札上限の予定価格を事前公表します。また、予定価格が10万円以上の工事についても事後に公表します。

◆最低制限価格の事前公表

した著ならだれでも参加できる「制限付一般競争入札」とします。これまではおおむね1億5千万円以上の工事に適用していたものを、範囲を拡大しました。

◆管財課 ☎内線2261

4時(受付は3時まで)、市民相談室(市役所2階)で、なお、相談は次の場所でも受け付けています。

◆東京総合行政相談所(西武百貨店池袋店7階、休業日を除く毎日) ☎03-33987000

◆行政情報審査(総務省東京行政評価事務所) ☎03-3303-1100・FAX 03-3303-1761

◆インターネット <http://www.soumu.go.jp/kansat/soudan.htm>

「市民がつくる新たなまちづくり」講演会

5月29日(水)開催

地方分権の時代と言われ、市民と行政の関係が大きな転換期を迎えようとしている。こうした時代の変化や市民の活動について、新たな

自治基本条例制定の動きの活発化に見られるように、地方自治法の概念を超えた市民主体のまちづくりが今まさに生まれようとしています。

こうした時代の変化や市民の活動について、新たな

平成14年
商業統計調査にご協力ください

市・東京都・経済産業省では、全国の卸売・小売業の事業所を対象に「平成14年商業統計調査」を実施します。

この調査は、販売荷動の実態や分布状況および商品の流通

「分別解体の届出」が必要になります

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が5月30日に施行されます。この法律は、特定の建設資材について分別解体や再資源化を促進するための措置を講じるとともに、解体事業者の登録制度を実施して、再生資源の有効利用や廃棄物の適正な処理を図るものです。これにより、一定規模以上の工事(対象建設工事)について、コンクリート・アスファルト・鉄・木材の分別解体および再資源化が義務付けら

「広報みたか」は次の場所に
あります

毎月2回、第1・3日曜日(1月は元日と第3日曜日)に発行される「広報みたか」

◆配布場所 市政窓口、ユニティセンター、図書館、社会教育会館、児童館、美術ギャラリー、芸術文化センター、山本有三記念館、リサイクル市民ひろば、すくすくおぼのびのびひろば、大沢ふるさとセンター、三鷹駅、武蔵境駅、井の頭公園駅、三鷹台駅、市内浴場、配布協力店(別表)

なお、視覚障害者の方のために「点字広報」「声の広報」も発行しています。※知り合いの視覚障害者の方へ、この記事のことを教えてあげてください。

100円

「分別解体の届出」が必要になります

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が5月30日に施行されます。この法律は、特定の建設資材について分別解体や再資源化を促進するための措置を講じるとともに、解体事業者の登録制度を実施して、再生資源の有効利用や廃棄物の適正な処理を図るものです。これにより、一定規模以上の工事(対象建設工事)について、コンクリート・アスファルト・鉄・木材の分別解体および再資源化が義務付けら

「分別解体の届出」が必要になります

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が5月30日に施行されます。この法律は、特定の建設資材について分別解体や再資源化を促進するための措置を講じるとともに、解体事業者の登録制度を実施して、再生資源の有効利用や廃棄物の適正な処理を図るものです。これにより、一定規模以上の工事(対象建設工事)について、コンクリート・アスファルト・鉄・木材の分別解体および再資源化が義務付けら